平成30年第3回泉南市議会定例会議案補助資料 条例新旧対照表

資料 一覧表

(平成30年9月5日提出)

議	案		ページ
種 類	番 号	Tr 4	
議案	4	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案	5	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案	6	泉南阪南共立火葬場条例等の一部を改正する等の条例の制定について	7
議案	7	泉南市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	13

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ
当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、	当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、
特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施	(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施
設及び <u>同条第9項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号	設及び <u>同条第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号
に掲げる事項	に掲げる事項
(3)・(4) (略)	$(3) \cdot (4)$ (略)
2 (略)	2 (略)

改正前

(保育所等との連携)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) (略)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

改正後

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。) を提供すること。
- (3) (略)
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の 分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする</u> ための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力 を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号

が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業所において代替保育

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) • (2) (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
 - $(1) \cdot (2)$ (略)
 - (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者<u>(次項において「施設等」という。)</u>が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条

る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)がびに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4号 (調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号 (調理設備に係る部分に限る。) (第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号 (調理設備に係る部分に限る。) (第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号 (調理設備に係る部分に限る。)及び第4号 (調理設備に係る部分に限る。)、第33条第1号 (調理設備に係る部分に限る。)及び第4号 (調理設備に係る部分に限る。)、第43条第1号 (調理室に係る部分に限る。)、第43条第1号 (調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)、第44条第1項本文 (調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、<u>第6条第1項</u>の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

議案第6号補助資料 泉南阪南共立火葬場条例等新旧対照表

第1条 泉南阪南共立火葬場条例新旧対照表

改正前	改正後
	(指定管理者による管理)
第3条 火葬場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」とい	第3条 火葬場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」とい
う。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指	う。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指
定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。	定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
	(管理の基準)
	第4条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定める
	ところに従い、火葬場の管理を行わなければならない。
	(指定管理者が行う業務)
	第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
	(1) 火葬の執行に関する業務
	(2) 火葬場の施設(以下「施設」という。)の使用許可に関する業務
	(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
	(4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の運営に関する事務のうち、市長の
	みの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務
	7 - 1 m/s = 1/4 / 0 1 1/3 C/4 C (1/2 C/4 C C 2 C/4 C/5 0 S/C/3
	(開場時間)
	<u>へんのでいます</u> 第6条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、別表
	多目的室午後6時から翌日の午前9時までの区分について許可した場合におい
	ては、これを翌日の午前9時までとする。
	2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の
	承認を得て、前項の開場時間を変更することができる。
	3 前項の場合において、指定管理者は、その旨を火葬場への掲示その他の方法
	により、原則として1箇月前までに周知するものとする。ただし、そのいとま
	<u>がないときは、この限りでない。</u>

77	71
改正前	改正後
	第7条 火葬場の休場日は、1月1日とする。ただし、指定管理者は、必要があ
	ると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。
	2 火葬場を臨時に開場し、又は休場する場合においては、前条第3項の規定を
	準用する。
	<u>+711 / 20</u>
	(使用の許可)
	第8条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなけ
	<u>ればならない。</u>
	2 指定管理者は、施設の使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
	律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」と
	いう。)の活動を助長し、又は暴力団の利益になると認めるときは、その使用
	<u>を</u> 許可をしないことができる。
	(使用の許可の取消し等)
	第9条 指定管理者は、次の各号に掲げる事項に該当すると認めるときは、使用
	の許可を取り消すことができる。
	(1) 火葬場を破損するおそれがあると認めるとき。
	(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
	(3) 施設の使用について、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の利益になる
	と認めるとき。
	(4) その他管理上支障のおそれがあるとき。
	(使用の許可の条件)
	第10条 指定管理者は、施設の使用を許可するときは、使用目的、期間及び使用
	料、その他管理上必要な条件を付けることができる。
	第11条 第8条第1項の規定により施設の使用の許可を受けた者(以下「使用
	者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
	2 使用料は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。
	<u> </u>
	(使用料の減免)

T	
改正前	改正後
	第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に定める使用料を減額
	し、又は免除することができる。
	(使用料の還付)
	第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるとき
	は、その全部又は一部を還付することができる。
	(原状回復義務)
	第14条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第9条の規定により許可が取
	り消されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。
	THICH WEED TO THE STORY BE STORY OF THE STOR
	(損害賠償)
	第15条 使用者は、施設の使用中、建物又は設備を毀損し、又は滅失した場合に
	おいて、前条に基づく原状回復ができないときは、市長の認定に基づき損害を
	賠償しなければならない。
(委任)	(委任)
第4条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>市長が別に</u> 定める。	第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
<u>2014 ア・ハルハッンル同日はこうに、</u> (石文は主意は、 <u>山区が、ルルー</u> だかりの。	NTOV C ~ ンV h i ~ NE 1 i C フ i C の 文 a も がは、 NF i C V で N O O
	Dilate (hitera da PE Lata)
	別表(第11条関係)
	使用料

		使用料		
<u>区分</u>	単位	泉南市及び阪南	左記以外の住民	
		市の住民	<u> </u>	
12歳以上の遺体	<u>1体</u>	20,000円	100,000円	
12歳未満の遺体	<u>1体</u>	13,000円	65,000円	
生後1箇月未満の遺体及び死	<u>1体</u>	6,000円	30,000円	
産児				
手術肢体及び胞衣汚物	<u>1個</u>	6,000円	30,000円	
愛玩動物等	<u>1体</u>	3,000円	<u>_</u>	
多目的室				
午前9時から午後6時ま	1時間	1,500円	4,500円	
<u>で</u>				

改正前	改正後
	<u>午後6時から翌日の午前</u> <u>1回</u> <u>11,500円</u> <u>34,500円</u>
	<u>9時まで</u>
	<u>備考</u>
	1 この表中「泉南市及び阪南市の住民」とは、死亡者が死亡の当時泉南市
	又は阪南市に住所を有していた者をいう。ただし、手術肢体及び胞衣汚物
	については使用者が、愛玩動物等については所有者が泉南市又は阪南市に
	住所を有している者をいう。
	2 この表中「左記以外の住民」とは、前項の規定による者以外のものをい
	<u>5.</u>

第2条 泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例新旧対照表

改正前		改正後	
別表(第25条関係)		別表(第25条関係)	
種別	取扱区分と手数料	種別	取扱区分と手数料
し尿	1 普通手数料 (1) 人頭制によるもの(一般家庭) 1人につき1箇月350円 (2) 従量制によるもの 180リットルにつき1,200円 900リットルにつき6,000円 2 特別手数料 (1) 無臭トイレ等を使用するもの 普通手数料に1家庭1箇月360円を加算 (2) 汲取ホース60メートル以上使用するもの 普通手数料に1家庭1回につき360円を加算 (3) 2便槽以上使用するもの 普通手数料に1家庭1回につき360円を加算 (4) 簡易水洗トイレを使用するもの	し尿	1 普通手数料 (1) 人頭制によるもの(一般家庭) 1人につき1箇月350円 (2) 従量制によるもの 180リットルにつき1,200円 900リットルにつき6,000円 2 特別手数料 (1) 無臭トイレ等を使用するもの 普通手数料に1家庭1箇月360円を加算 (2) 汲取ホース60メートル以上使用するもの 普通手数料に1家庭1回につき360円を加算 (3) 2便槽以上使用するもの 普通手数料に1家庭1回につき360円を加算 (4) 簡易水洗トイレを使用するもの

改正前		改正後	
	普通手数料に1人につき1箇月260円を加算 (5) 故障等その他特別な場合 180リットルにつき1,200円		普通手数料に1人につき1箇月260円を加算 (5) 故障等その他特別な場合 180リットルにつき1,200円
動物の死体	大、ねこ又はこれに準ずるもの 1匹につき2,000円	家庭系廃棄物	(1) 可燃ごみ専用袋
家庭系廃棄物	1 指定ごみ袋により排出する場合の手数料 (1) 可燃ごみ専用袋 10リットル袋1個につき10円 20リットル袋1個につき20円 30リットル袋1個につき30円 45リットル袋1個につき45円 (2) 不燃ごみ専用袋 20リットル袋1個につき250円 45リットル袋1個につき500円 2 粗大ごみを排出する場合の手数料 (1) 3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3m以下のもの1点につき500円 (2) 3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3mを超えるもの1点につき1,000円		10リットル袋1個につき10円 20リットル袋1個につき20円 30リットル袋1個につき30円 45リットル袋1個につき45円 (2) 不燃ごみ専用袋 20リットル袋1個につき250円 45リットル袋1個につき500円 2 粗大ごみを排出する場合の手数料 (1) 3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3m以下のもの1点につき500円 (2) 3辺(高さ、幅、奥行)の長さの合計が3mを超えるもの 1点につき1,000円

改正前	改正後
(人員に関する基準)	(人員に関する基準)
第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が	第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が
おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の	おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の
職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。	職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専	(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項
門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1人	第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了し
	た日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した
	者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日ま
	での間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している
	<u>者に限る。)</u> をいう。)その他これに準ずる者 1人
2 (略)	2 (略)